

いきいきヘルパーステーションうちだ運営規程

(介護予防・日常生活支援総合事業サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人大誠会が開設するいきいきヘルパーステーションうちだ（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう入浴、排泄、医療、福祉の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名称 いきいきヘルパーステーションうちだ
- ②所在地 群馬県沼田市久屋原町345番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①管理者 1名

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うと共に、従業者に事業に関する必要な指揮命令を行う。

- ②サービス提供責任者 3名以上（介護福祉士）

サービス提供責任者は訪問介護計画を作成するとともに、以下にあげる業務を行う。

- ・訪問介護計画の作成、変更を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所等との連絡に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の

状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

③訪問介護員等 7名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ①営業日 年中無休。
- ②営業時間 午前8時から午後6時までとする。
時間外訪問については必要に応じて対応する。
- ③サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする。ただし、電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定介護予防訪問介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ①身体介護
- ②生活援助

(利用料等)

第7条 指定介護予防サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

2 次項に規定する通常の実施地域を越えて行う訪問介護サービスに要した交通費

- ①事業所から、片道10km未満は無料。
- ②事業所から、片道10km以上は1km毎に100円

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、沼田市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げ

る措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第10条 訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定介護予防訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情解決)

第12条 提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護に関し、法第48条の規定により群馬県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して群馬県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、群馬県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条に規定により行う調査又はあつせんできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれ

を市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(その他についての留意事項)

第17条 事業所は、職員の質的の向上の為に研修の機会を次のとおり設けるものとし、また執行体制についても検証、整備するものとする。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内。

②継続研修 年2回以上とし、資質の向上を図る。又群馬県で行う研修の他、外部研

修には積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

2 事業所は、指定介護予防訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 事業所は、適切な指定介護予防訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人大誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する

附則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年11月1日から施行する。